

平成 29 年 度

# 事 業 計 画 書

社会福祉法人 寿 楽 園

## 経営、運営に係る基本的な考え方

首都圏は21年連続の転入超過となり、法人が事業を展開する神奈川・大阪・福岡も同様に人口集中が続いている。その反面、佐賀県は18年連続の転出超過、北海道においては転出超過数が都道府県の中で最多となった。さらに、次年度には、医療と介護の報酬同時改定が控えており、今後、刻々と経営環境が変化し、楽観視できない時代に入った。

このような中、首都圏の介護ニーズに応えるべく、横浜市港南区に整備を進めてきた特別養護老人ホーム笹の風がいよいよ開設となる。この横浜事業所の早期安定は、次に控えている横浜の第二期施設整備、九州事業所の再生事業プロジェクトの成否のカギでもあり、最重要案件である。よって、法人の経営資源を結集し、盤石な協力・支援体制をとる。

### ～横浜市における事業展開について～

横浜施設整備第一期事業である『特別養護老人ホーム笹の風』が開設を迎える。サービス担当者会議や住民参加の運営推進会議を通じて、地域の声を誠実に受けとめ、地域に根付く福祉・医療サービスを目指す。また、横浜事業所に整備した首都圏のセントラル厨房が4月より本格稼働となることに伴い、川崎事業所の厨房サテライト化に向け改修を行い、地域の食文化に応じた食事メニューの見直し並びに食事サービスの品質向上に努める。

横浜第二期事業においては、重度要介護者だけでなく要支援もしくは要介護1、2の軽度要介護者の住まいの受け皿として、『ケアハウス』又は『サービス付高齢者住宅』建設の検討を進める。第一期事業で整備したクリニック及び在宅福祉サービスによる医療・福祉支援を包括的に行うことにより、「高齢者が安心できる」高齢者総合福祉施設としての機能をより一層発揮できる事業の実現を目指す。

### ～障害福祉サービスについて～

精神障害者を対象とした就労継続支援事業は、開設から3年が経過し、事業の目的である介護職の養成だけでなく、安定した業務の受託が可能となった。この事業で培ったノウハウを活かし、横浜事業所にも就労継続支援サービス・計画相談サービスを開設し、地域のニーズに応じていく。

福岡市においては、重度心身障がい者の通所サービスが不足し、特別支援学校卒業者が必要なサービスを受けることが困難となっている。そこで、既存の高齢者の通所事業所を転換し、生活介護サービスを展開する。

法人内で新たに障害福祉サービスの委員会を立ち上げ、人材育成やノウハウの共有を進め、サービス品質の向上に取り組むとともに、札幌事業所や九州事業所（基山）での障害者福祉サービスの展開にむけ、調査研究に着手する。

### ～根拠に基づくケア決定の推進～

ケアマネジメントにおいては、3年がかりで開発を進めてきた新介護情報管理システムがフルリリースとなり、ケアの予実管理を強化することが可能となった。このシステムを軌道に乗せるためにも、2時間ごとの記録を徹底し、状態変化時の12時間以内のケア見直しを推進する。さらに、利用者・家族とケアへの共通認識が得られる環境作りのため、サービス担当者会議の家族参加率100%を目指す。併せて、PC 端末・サーバー更新ほか、ネットワーク環境の再構築を継続し、ICT（情報・通信技術）環境を整備し、業務の省力化を推進する。

### ～人材確保及び職員の待遇向上～

人材確保においては、昨年の成果を踏まえ、引き続き高校、大学等との関係作りに取り組むほか、ダイレクトメールや職員口コミなど地域ごとに手法・媒体を検討し、幅広い求人活動を展開する。

職員の待遇向上においては、地域手当増額や管理・監督職給与の底上げを継続、一斉退勤を強化し、残業の削減に取り組む。また、仕事と家庭が両立できるように法人における手厚い育児・介護の負担軽減策を積極的に周知するとともに、事業所内託児所の受入時間の拡大を目指す。

### ～人材育成～

今日まで、施設系サービスを主体に介護局面や相談員などの職種軸での委員会を構成し、サービスの品質向上に取り組んできた。しかし、近年、障害福祉サービス・医療事業と新たな分野に参入し、事業類型が増えたばかりでなく、事業所数も横浜事業所の開設によりさらに増加する。さらに、平成30年度には3年に1度の介護保険制度改正の年を迎えているが、広域で事業を展開しているため、各自治体のローカルルールにも対応していかなければならない。また、職員より法人内での情報共有や交換のニーズも年々増している。そこで、関東と九州を跨った各事業類型の部会を立ち上げ、法人全体のサービスの標準化及び管理・監督職の教育に取り組む。

### ～経営組織のガバナンスの強化～

社会福祉法人制度改革の法改正の趣旨を踏まえ、経営組織の見直し、財務規律の強化及び事業運営の透明性の向上に取り組む。また、法令遵守においては、外部監査の導入だけでなく、介護サービス・会計・法人の内部監査をより一層強化するとともに、情報開示により事業運営の透明性の向上を図る。